静岡地方法務局の本庁及びその支局	静岡県
名古屋法務局の本庁及びその支局	愛知県
富山地方法務局の本庁及びその支局	富山県
金沢地方法務局の本庁及びその支局	石川県
福井地方法務局の本庁及びその支局	福井県
岐阜地方法務局の本庁及びその支局	岐阜県
津地方法務局の本庁及びその支局	三重県
大阪法務局の本庁及びその支局	大阪府
大津地方法務局の本庁及びその支局	滋賀県
京都地方法務局の本庁及びその支局	京都府
神戸地方法務局の本庁及びその支局	兵庫県
奈良地方法務局の本庁及びその支局	奈良県
和歌山地方法務局の本庁及びその支局	和歌山県
広島法務局の本庁及びその支局	広島県
鳥取地方法務局の本庁及びその支局	鳥取県
松江地方法務局の本庁及びその支局	島根県
岡山地方法務局の本庁及びその支局	岡山県
山口地方法務局の本庁及びその支局	山口県
高松法務局の本庁及びその支局	香川県
徳島地方法務局の本庁及びその支局	徳島県
松山地方法務局の本庁及びその支局	愛媛県
高知地方法務局の本庁及びその支局	高知県
福岡法務局の本庁及びその支局	福岡県
佐賀地方法務局の本庁及びその支局	佐賀県
長崎地方法務局の本庁及びその支局	長崎県
熊本地方法務局の本庁及びその支局	熊本県
大分地方法務局の本庁及びその支局	大分県
宮崎地方法務局の本庁及びその支局	宮崎県
鹿児島地方法務局の本庁及びその支局	鹿児島県
那覇地方法務局の本庁及びその支局	沖縄県

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年五月二十九日から施行する。